

東京慈恵会医科大学大学院学則

制定 昭和31年3月1日

改定 令和 7年4月1日

第1章 目的・使命

第1条 建学の精神「病気を診ずして病人を診よ」に基づく研究、教育、医療を推進できる高度な能力を涵養し、医学・看護学研究の振興、医療の実践を通して人類の健康と福祉の向上に貢献することが東京慈恵会医科大学大学院(以下「本学大学院」という)の使命である。

第2条 本学大学院は、その教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2. 自己点検・評価の実施体制、実施方法等については、別に定める。

第2章 大学院の組織及び修業年限

第3条 本学大学院に医学研究科を置く。

第4条 本学大学院医学研究科に次の専攻と課程を置く。

専攻	課程
医学系	博士課程
看護学	博士前期課程
	博士後期課程
医科学	修士課程

2. 各課程の目的は、別に定める。

第5条 修業年限及び在学年数は次のとおりとする。

- (1) 医学系専攻博士課程の修業年限は4年を標準とし、在学年数は8年を超えることができない。
- (2) 看護学専攻博士前期課程及び医科学専攻修士課程の修業年限は2年を標準とし、在学年数は4年を超えることができない。
- (3) 看護学専攻博士後期課程の修業年限は3年を標準とし、在学年数は6年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は2学期に分ける。

前学期 4月 1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。ただし、休業日に講義、演習などを実施することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で定める休日
- (3) 本学創立記念日 5月1日
- (4) 学祖 高木兼寛先生記念日 10月第2土曜日

第4章 収容定員

第9条 入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

- (1) 医学系専攻博士課程は入学定員66名、収容定員264名とする。
- (2) 看護学専攻博士前期課程は入学定員10名、収容定員20名とする。
- (3) 看護学専攻博士後期課程は入学定員3名、収容定員9名とする。
- (4) 医科学専攻修士課程は入学定員2名、収容定員4名とする。

第5章 授業科目及び履修方法

第10条 授業科目等は次のとおりとする。なお、細目については別に定める。

1 医学系専攻博士課程

専攻名	授業科目名
医学系	器官病態・治療学
	成育・運動機能病態・治療学
	神経・感覚機能病態・治療学
	病態解析・生体防御学
	社会健康医学

2 看護学専攻博士前期課程

専攻名	分野名
看護学	先進治療看護学
	基盤創出看護学
	母子健康看護学
	地域連携保健学

3 看護学専攻博士後期課程

専攻名	分野名
看護学	実践開発看護学分野

4 医科学専攻修士課程

専攻名	授業科目名
医科学	遺伝カウンセリング学

第11条 授業は共通カリキュラムと選択カリキュラムからなる。

第12条 教育上必要な場合には研究科委員会の議を経て、次のことを行うことができる。

- (1) 他の大学院又は研究機関において研究指導を受けることができる。
- (2) 夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を受けることができる。

第6章 授業科目の履修の認定

第13条 授業科目の履修の認定は試験又は研究報告によって行い、その方法は授業科目を担当する医学研究科教員がこれを定める。

2. 博士前期課程における他大学院既修得単位認定については、別に定める。

第14条 合格した授業科目については所定の単位を与える。

第15条 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。病気その他の事故のため試験を受け得なかった者のために追試験を行うことがある。

第7章 課程の修了

第16条 各科目に対する単位数は次の基準によって計算する。

- (1) 講義・演習は15から30時間を1単位とする。
- (2) 実習は30から45時間を1単位とする。

第17条 医学系専攻博士課程に4年以上在学して医学研究並びに医学教育に関する授業を合計30単位以上履修するとともに、研究指導を受けて独創的研究に基づく学位論文を提出し、学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。ただし、3年以内に修了の要件を満たした場合については在学期間を3年とすることがある。

2. 医学系専攻博士課程において単位を取得したのみで退学した者も入学より8年以内の場合、学位論文の審査及び最終試験を受けることができる。

3. 看護学専攻博士前期課程に2年以上在学し、看護学研究並びに看護教育に関する授業を合計30単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。

看護学専攻博士後期課程は3年以上在学し、看護学研究並びに看護教育に関する授業を合計13単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。

4. 医科学専攻修士課程に2年以上在学して医学研究並びに医学教育に関する授業を合計33単位以上履修するとともに、研究指導を受けて特定の課題を提出し、その審査及び最終試験に合格することをもって修了とする。

第8章 学位論文審査及び最終試験

第18条 医学系専攻学位論文は指導に当たった医学研究科教授を通じ、所定の書類及び手数料を添えて研究科委員会に提出しなければならない。

2. 看護学専攻学位論文は指導に当たった医学研究科教授・准教授を通じ、所定の書類を研究科委員会に提出しなければならない。

3. 医科学専攻学位論文（特定の課題研究）は、指導に当たった教員を通じ、所定の書類を研究科委員会に提出しなければならない。

第19条 論文審査は、論文を受理した後原則として6ヶ月以内に終了するものとし、最終試験は論文を中心としてこれに関連ある科目の学識と研究能力について筆記又は口頭で行うものとする。この論文審査及び最終試験は研究科委員会により選出された委員で組織する学位論文審査委員会が行い、学位論文審査委員長はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告に基づいて可否を決定する。

2. 特定の課題の審査は、研究科委員会が決定した審査員による審査会での評価をもとに指導教授が審査報告書を作成し、研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告に基づいて可否を決定する。

第20条 医学系専攻博士課程の課程を経ないで学位論文を提出する者は、同課程を経て学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、且つ医学に関し同様に広い学識を有することが試験により確認された者でなければならない。その試験は口頭又は筆記で行い、外国語（英語）を課すことを原則とする。

第9章 学位及びその授与

第21条 学位は博士（医学）（東京慈恵会医科大学）、博士（看護学）（東京慈恵会医科大学）、修士（看護学）（東京慈恵会医科大学）、修士（医科学）（東京慈恵会医科大学）とする。

第22条 学位は次に該当する者に授与される。

- (1) 博士（医学）
 - ① 本学大学院医学研究科医学系専攻博士課程を修了した者
 - ② 大学院医学研究科医学系専攻博士課程の課程を経ないで学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、大学院医学研究科医学系専攻博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると研究科委員会で認められた者
- (2) 修士（看護学）
 - 学位は、大学院医学研究科看護学専攻博士前期課程を修了した者
- (3) 博士（看護学）
 - 学位は、大学院医学研究科看護学専攻博士後期課程を修了した者
- (4) 修士（医科学）
 - 学位は、大学院医学研究科医科学専攻修士課程を修了した者

第10章 入学、退学、休学、転学

第23条 入学の時期は学年のはじめとする。

第24条 医学系専攻博士課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（原則として医学・歯学又は獣医学、薬学（6年制）の課程を修了した者及び大学院修士課程を修了した者）
 - (2) 学位授与機構で学士（医学・歯学又は獣医学、薬学（6年制））又は修士の学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者又は大学院委員会が認めた者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校*1)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること*2)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - *1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。
 - *2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものにおいて課程を修了することを含む。
 - (6) 臨床に直接かわる授業細目を選択する者は、原則として医師の免許を有し、2年間の臨床研修を修了した者とする。
2. 看護学専攻博士前期課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学士又は学士相当と認めた者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、入学時に3年以上の看護関連の実務経験を有する者とする。
 - (2) 看護系大学を修了した者
 - (3) 看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、外国において学校教育法における16年の課程を修了し、大学院委員会が認めた者
3. 看護学専攻博士後期課程に入学できる者は次のいずれかに該当した上で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有する者とする。
- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者、又はそれに相当する学位を授与された者
 - (2) 大学を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事し、修士の学位を有する者と同等の学力があると大学院委員会（看護学専攻）で認めた者
 - (3) 個別の入学資格審査により修士の学位を取得した者と同等の学力があると大学院委員会（看護学専攻）で認めた者
4. 医科学専攻修士課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学位授与機構で学士の学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は大学院委員会が認めた者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校*1)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること*2)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - *1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

- *2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて文部科学大臣が別に指定するものにおいて課程を修了することを含む。

第25条 医学系専攻博士課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は一般入試、社会人入試とし研究科委員会がこれを定める。

2. 看護学専攻博士前期課程・博士後期課程及び医科学専攻修士課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は研究科委員会がこれを定める。

第26条 入学志願者は、所定の入学願書に資格証明書、写真及び入学検定料を添えて提出しなければならない。なお、入学検定料は別に定める。

第27条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに、誓約書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2. 前項誓約書において独立の生計を営む成人1名を保証人に定める。
3. 保証人は本人在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。

第28条 医学研究科長は前条に定める入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

第29条 事情により退学する者は、保証人連名の退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

第30条 疾病その他やむを得ず休学するときは、事由を記入した休学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

2. 疾病その他の事由によって学習することが不適当と認められる場合には、研究科長は休学を命ずることがある。
3. 休学期間は通算して2年を越えることができない。
4. 休学期間はこれを在学年数に算入しない。
5. 医学系専攻博士課程における1年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1年として計算する。
6. 看護学専攻博士前期課程及び医科学専攻修士課程は半期ごとの休学を認める。博士後期課程は、1年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1年として計算する。

第31条 他の大学院から本学大学院へ転入を志願する者については、本研究科委員会において選考の上、研究科長がこれを許可することがある。

第32条 本学大学院から他の大学院へ転学を志願する者は、授業科目担当教員を経て研究科委員会の承認を得、研究科長の許可を受けなければならない。

第11章 授業料及び入学金

第33条 医学系専攻又は医科学専攻に入学を許可された者は、次のとおり入学の手続きと同時に授業料及び入学金を納めなければならない。

- (1) 医学系専攻博士課程・医科学専攻修士課程の授業料は年額400,000円、入学金は100,000円とする。
(2) 授業料は前期に全納するか、又は次の2期に分けて納めなければならない。
前期 200,000円 納期 4月30日まで
後期 200,000円 納期 10月31日まで
(3) 単位未取得により標準修業年限をこえた場合は前項に準じて授業料を納めなければならない。
2. 看護学専攻に入学を許可された者は、次のとおり入学の手続きと同時に授業料及び入学金を納めなければならない。
(1) 博士前期課程の授業料は年額800,000円、入学金は200,000円とする。
授業料は前期に全納するか、又は次の2期に分けて納めなければならない。
前期 400,000円 納期 4月30日まで
後期 400,000円 納期 10月31日まで
(2) 標準修業年限をこえる授業料については学期ごとに半額とする。
(3) 博士後期課程
授業料は年額 600,000円、入学金は 200,000円とする。本学博士前期課程から

博士後期課程に入学する者は、入学金を免除する。

授業料は前期に全納するか、又は次の2期に分けて納めなければならない。

前期 300,000円 納期 4月30日まで

後期 300,000円 納期 10月31日まで

第34条 一旦納入した学費は理由の如何にかかわらず一切返還しない。

第12章 外国人特別学生及び聴講生、研究生、科目等履修生、長期履修生

第35条 本学大学院医学研究科へ入学を志願する外国人で、外務省在外公館又は本邦所在の外国公館の紹介のある者は、第24条の規定にかかわらず選考の上、外国人特別生として入学を許可することがある。外国人特別生は定員外とする。

第36条 特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上聴講生として入学を許可することがある。

第37条 医学系専攻博士課程の聴講生として入学を志願し得る者は次に該当する者とする。なお、入学の手続き、入学金、聴講料については別にこれを定める。

1. 修業年限4年以上の大学を卒業した者
2. 前号と同等以上の学力があると認められた者

第38条 医学系専攻博士課程の研究生、科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

2. 看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程の科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

第13章 運営組織及び教員組織

第39条 本学大学院医学研究科に研究科長を置く。研究科長は原則として学長がその任にあたる。なお選考の規程は別に定める。

2. 各専攻に専攻長、副専攻長を置くことができる。
3. 専攻長及び副専攻長は、研究科長が指名する。

第40条 本学大学院医学研究科教員は東京慈恵会医科大学教授でかつ別に定める基準により選考される。なお、准教授及び講師をこれにあてることができる。

第41条 本学大学院に研究科委員会を置く。研究科委員会は研究科委員会（医学系専攻）、研究科委員会（看護学専攻）及び研究科委員会（医科学専攻）で構成する。

2. 研究科委員会（医学系専攻）、研究科委員会（看護学専攻）及び研究科委員会（医科学専攻）のそれぞれの委員長は研究科長が指名する。
3. 研究科委員会（医学系専攻）は研究科長及び医学研究科教員のうち、教授である者をもって組織する。
4. 研究科委員会（看護学専攻）は研究科長及び研究科授業担当教授、授業担当准教授をもって組織する。
5. 研究科委員会（医科学専攻）は研究科長及び専任教員をもって組織する。

第42条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 研究科の授業担当者の選考に関する事項
- (2) 研究科の教育課程に関する事項
- (3) 入学、修了、退学、休学などに関する事項
- (4) 試験に関する事項
- (5) 学位論文審査並びに最終試験に関する事項
- (6) 研究科長の諮問事項に関する事項
- (7) その他学事に関する事項

第43条 本学大学院の各課程に大学院委員会を置き、大学院の重要事項を協議・検討する。

第44条 大学院委員会（医学系専攻博士課程）、大学院委員会（看護学専攻）及び大学院委員会（医科学専攻修士課程）の運営規程は別に定める。

第45条 大学院委員会の委員長は研究科長が指名する。

第14章 研究指導施設

第46条 本学大学院医学研究科に研究室及び実験、実習室を置く。必要に応じ医学部及び大学附属病院の施設を用いる。

第15章 厚生保健施設

第47条 厚生保健施設については東京慈恵会医科大学学則第50条を準用する。

第16章 賞罰

第48条 賞については別にこれを定める。

第49条 本学の規則に違反し、又は大学院生としての本分に反する行為をした者は研究科委員会の議を経て研究科長が懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
3. 懲戒の手續等については、別に定める。

附 則 本学則は、令和7年4月1日から施行する。

改定 令和2年4月1日

令和4年4月1日

令和6年4月1日